

# 誓 約 書

別記土地を転用することにあたり下記事項を確實に遂行いたします。

八百津町長 様  
八百津町農業委員会長 様

平成 年 月 日

(転用事業者)

住 所

氏 名 (自署)

印

## 記

1. 農地法により許可を受けた後は申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続をし、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に届出し所定の手続を了した上施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときには、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を施置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。（別途、町県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立ての際及び転用後において土砂の流出湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
9. この転用事業が他の法令の規制にかかるものについては、その許認可の手続き、協議等を行うこと。
10. その他特約事項
  - ① 農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは、事業計画変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会経由許可権者に提出すること。
  - ② 転用事業完了後において許可にかかる土地を止むを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの誓約事項を確實に引き継ぐこと。

土地の表示

地目

面積 (m<sup>2</sup>)

岐阜県加茂郡八百津町